

(概要)

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例

条例の目的

この条例は、県内に生息し、又は生育する野生生物が、生態系の基本的構成要素であり、現在及び将来の県民が生物の多様性の保全された生態系からの恵沢を享受し続けるために欠かすことのできないものであることにかんがみ、徳島県環境基本条例の本旨にのっとり、県、県民及び事業者が一体となって、希少野生生物の保護を図るとともに、これを県民共有の貴重な財産として次代に継承し、もって生物の多様性の保全に寄与することを目的としています。

国



県

自然環境保全関係法令の法体系

環境基本法 (H5.11)

自然環境保全法 (S47.6)

自然公園法 (S32.6)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法 (T7.4)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法) (H4.6)

国内希少野生動植物種の捕獲等禁止生息地等保護区の指定保護増殖事業の実施等

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法(外来生物法) (H16.6)

生物多様性基本法(H20.6)

環境首都とくしま憲章 (H16.3)

徳島県環境基本条例 (H11.3)

徳島県自然環境保全条例 (S47.10)

徳島県立自然公園条例 (S33.7)

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例 (H18.3)

- ・指定希少野生生物の捕獲等禁止
- ・希少野生生物保護区の指定
- ・外来種の対策
- ・回復事業の実施
- ・推進体制の整備等

野生生物保護の動向

レッドデータブックの発行 (H3~)

種の保存法の制定 (H4)

生物多様性国家戦略の策定 (H7)

新・生物多様性国家戦略の策定 (H14)
[3つの目標] ①種・生態系の保全
②絶滅の防止と回復
③持続可能な利用

第三次生物多様性国家戦略の策定 (H19)
①戦略②行動計画

外来生物法の制定 (H16)

生物多様性基本法の制定 (H20)

徳島県版レッドデータブックの発行 (H13)

とくしまビオトープ・プランの策定 (H14)

徳島県版レッドデータブック普及版の発行 (H14:動物編・H15:植物編)

徳島県公共事業環境配慮指針の改訂 (H16)
徳島県田園環境配慮マニュアルの作成 (H16)

条例の必要性

野生生物の絶滅や生態系の破壊は、今日の環境問題の1つであり、現在及び将来におけるすべての県民が「自然の恵み」を享受し続けられるよう、絶滅のおそれのある野生生物を守り、多様な自然環境を次代に継承するため、現行法令を補完し、地域にきめ細かく対応できる実効性のある保護施策を、体系的かつ総合的に推進するため、同条例を制定しました。



希少野生生物保護基本方針

条例の目指す方向をより確実に実現するため、条例で定める施策の枠組みに沿って、希少野生生物の保護対策や各施策の基本的な方向性を明らかにした希少野生生物保護基本方針を策定しました。



希少野生生物保護基本方針

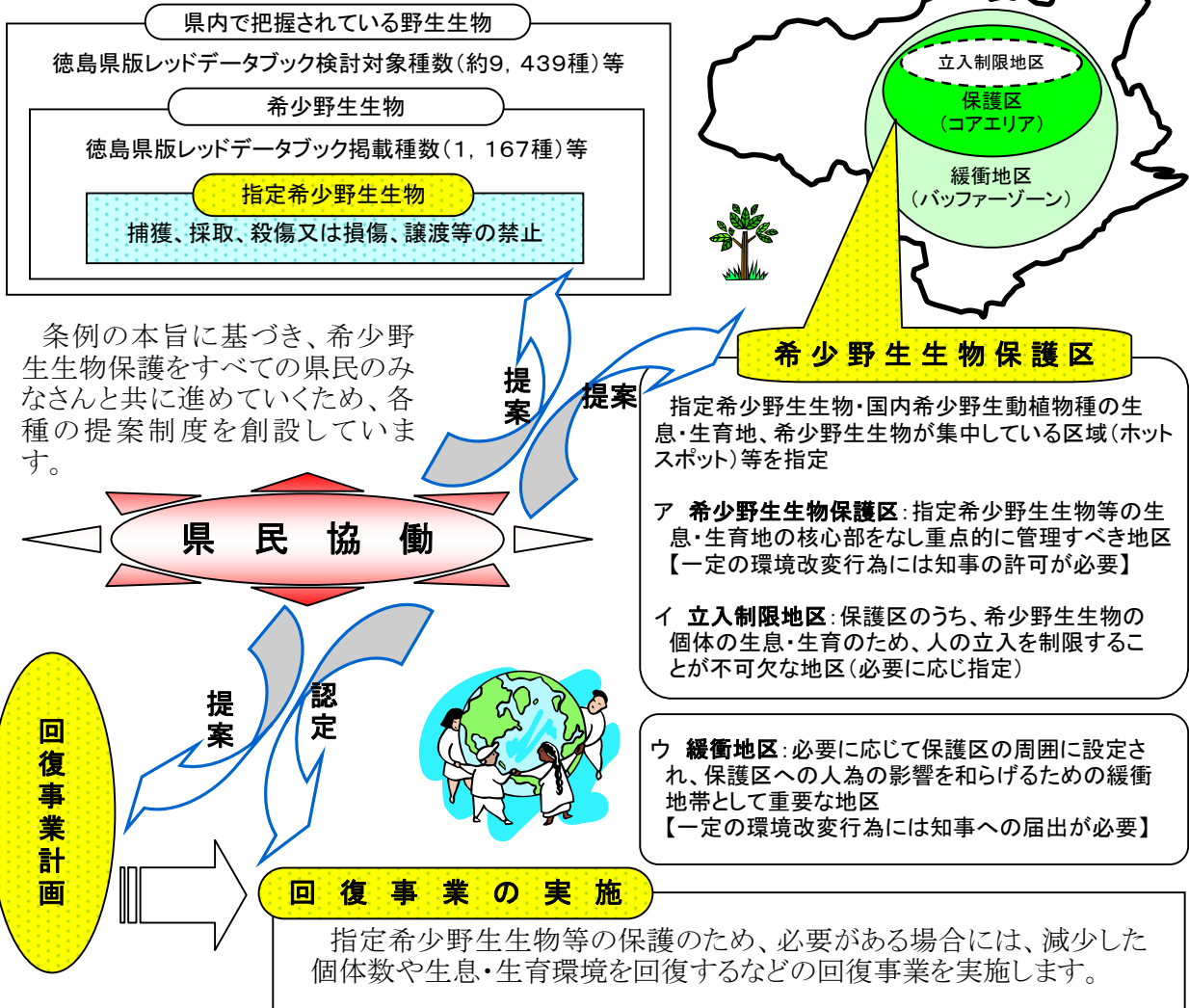
- 1 希少野生生物の保護に関する基本構想
- 2 指定希少野生生物の選定に関する基本的な事項
- 3 指定希少野生生物の個体の取扱いに関する基本的な事項
- 4 希少野生生物の個体の生息・生育地の保護に関する基本的な事項
- 5 外来種対策に関する基本的な事項
- 6 回復事業に関する基本的な事項
- 7 その他希少野生生物の保護に関する重要事項



希少野生生物の保護対策

希少野生生物の保護にあたり、特に保護を図る必要がある希少野生生物を指定希少野生生物に指定し、捕獲等を禁止するとともに、生息・生育環境を保全するため、希少野生生物保護区の指定や回復事業を実施します。

希少野生生物保護のイメージ図



外来種対策

希少野生生物の保護のため、侵略的外来種の放逐等を禁止します。
また、外来種に対する情報の収集、整理、提供等、必要な措置を講じます。

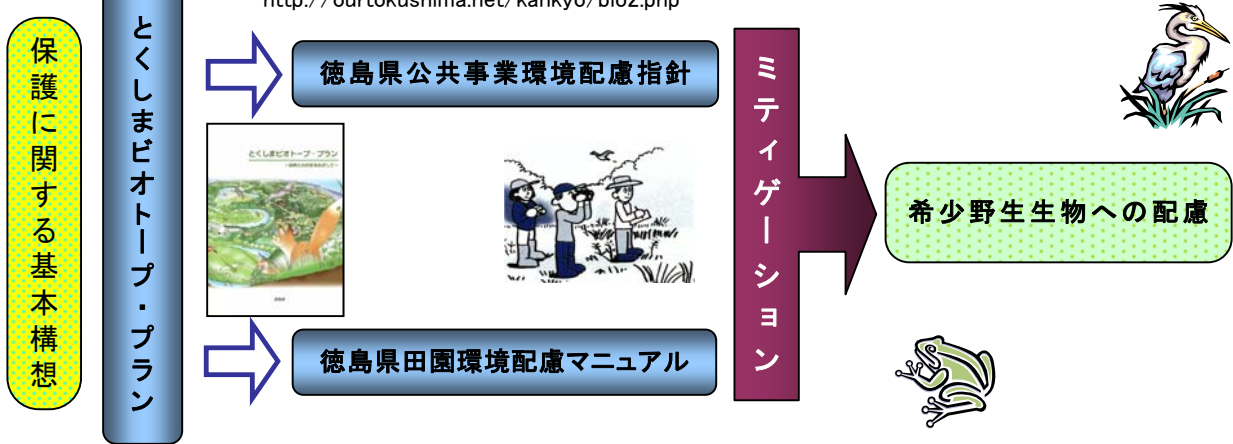


開発行為における希少野生生物への配慮

県は、指針等に基づく希少野生生物への体系的な配慮に率先して取り組みます。

※「とくしまビオトープ・プラン」は、徳島県のホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

<http://ourtokushima.net/kankyo/bio2.php>



希少野生生物保護推進体制の整備

希少野生生物の保護には、県民のみなさんや、事業者、民間団体の方々との協働体制を整備することが重要です。

このため、野生生物の専門的知見を有する有識者による希少野生生物保護専門員や生息・生育状況等を巡視する希少野生生物保護巡視員などの制度を整備します。

また、必要な調査・研究や情報提供、学習の機会の充実、人材の育成などに努めるとともに、国や他の地方公共団体等との連携、国際協力の推進を目指します。

希少野生生物保護専門員

希少野生生物の保護を推進するため、野生生物の専門的知見を有する有識者の方を希少野生生物保護専門員に任命します。

希少野生生物保護専門員は、指定希少野生生物の選定、生息・生育地の保護や各種保護施策などについて、各分類群の専門的観点から、必要な啓発、調査、助言、指導などを行います。

希少野生生物保護巡視員等

希少野生生物の保護を推進するため、熱意と知見を有する県民や民間団体の方を希少野生生物保護巡視員又は希少野生生物保護巡視団体に認定します。

希少野生生物保護巡視員等は、希少野生生物の個体やその生息・生育地の保護などについて、必要な巡視などを行うとともに、各種保護施策に協力します。



罰則規定の整備

指定希少野生生物の捕獲・採取等の規制や、保護区における一定の環境改変行為の制限等の規制措置については、条例の実効性を確保するため、罰則規定を整備します。

罰則は、最高で一年以下の懲役又は百万円以下の罰金とします。

また、従業者等がこの条例に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、法人等の雇用者にも罰金刑が科せられます。